

## 特殊詐欺対策電話機等の購入費を支援します

### ○特殊詐欺対策電話機等とは

特殊詐欺の被害を防止するために、次に掲げる機能のいずれかを有する固定電話機又は固定電話機に接続して用いる装置をいいます。

- ・自動で着信の相手方に対し録音を行う旨の応答をし、録音を行う機能
- ・警察又は地方公共団体等が提供する迷惑電話番号情報を自動で登録し、かつ、その登録された電話番号からの着信を自動で拒否できる機能

### 【補助の対象となる方】

- ・野木町に居住し、かつ、野木町の住民基本台帳に記録されている65歳以上の方、又はその者の属する世帯の世帯員。
- ・世帯全員の町税等に滞納が無いこと。
- ・特殊詐欺対策電話機等を購入していること。

※ただし、補助金の交付は1世帯1台で1回限り

### 【補助金額】

購入費の2分の1以内（100円未満切捨て）  
上限5千円

### 【補助金の申請】

- ①補助金申請書（総務課窓口にあります。）
- ②領収書（品名、品番、購入者氏名等が記載され、販売者の領収印が押印されているもの）、又はその写し
- ③購入した機器の機能が確認できる書類（カタログ又は説明書の写し等）
- ④印鑑
- ⑤銀行等の口座番号がわかるもの（通帳等）

※ご不明な点は、お気軽にお問合せください。

問総務課 ☎(57)4128



## Jアラートの全国一斉情報伝達訓練

☎ 5月20日（水）11時頃

📡 国…訓練情報を発信

町…①訓練情報を受信

②防災無線及び登録制メール「野木町防災たより」の自動起動

③正常に自動起動したか確認

### 【防災無線放送内容例】

①チャイム音

②「これは、Jアラートのテストです」×3

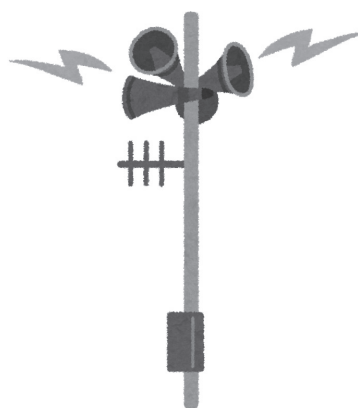
③「こちらは、野木町役場です」

④チャイム音

※Jアラートは、弾道ミサイル情報・緊急地震速報等、対処に時間的余裕のない事態に関する情報を人工衛星を用いて国から送信し、防災行政無線や登録制メール「野木町防災たより」を自動起動することにより、国から直接町民の皆様に対し緊急情報を瞬時に伝達するシステムです。

※訓練は、災害等が発生した場合又は発生が懸念される場合、中止することがあります。

問総務課 ☎(57)4112



## 個人情報保護制度の運用状況

平成31年4月～令和2年3月の個人情報保護制度の運用状況は次のとおりです。

この制度は、自己の情報を開示請求する権利を保障するものです。町が保有する個人情報を請求により、閲覧や写しの交付をもって開示するものです。

### 【①個人情報開示請求等の件数及び処理状況】

前年度繰り越し分及び当該年度の請求分はありません。

※訂正・削除・中止・利用停止の請求及び是正の申出なし

### 【②審査請求の状況】

該当なし

問総務課 ☎(57)4114